

鳥取県告示第721号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

西高尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域（平成13年鳥取県告示第558号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡北栄町西高尾字上屋敷489	1号
東伯郡北栄町西高尾字ユウガ山521-3	2号
東伯郡北栄町西高尾字ユウガ山512-1	3号及び4号
東伯郡北栄町西高尾字家ノ後口559-13	5号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣160-1地先道路	6号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣158-1地先水路	7号
東伯郡北栄町西高尾字ヤシノ垣1519	8号